

健康増進法等の施行について(特定給食施設関係)

健習発第0430001号
平成15年4月30日

各
〔都道府県
政令市
特別区〕
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長

健康増進法等の施行について(特定給食施設関係)

健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)は平成14年8月2日に、健康増進法の施行期日を定める政令(平成14年政令第360号)及び健康増進法施行令(平成14年政令第361号。以下「政令」という。)は平成14年12月4日に、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)は平成15年4月30日に公布され、いずれも平成15年5月1日から施行することとされたところである。その趣旨等は、平成15年4月30日付け健発第0430001号、食発第0430001号をもって通知されたところであるが、運用の細目は下記のとおりであるので、御了知の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、特定給食施設の指導等に係る事務は、都道府県(政令市及び特別区を含む。以下同じ。)の自治事務(地方自治法第2条第8項)であり、本通知は、地方自治法第245条第1項の技術的助言であることを付言する。

また、平成15年5月1日付けをもって、昭和28年2月2日付け衛発第60号、昭和63年12月27日付け発健医第279号及び健医発第1457号、平成元年1月10日付け健医健発第1号並びに平成8年4月30日付け健医発第545号及び第546号通知は廃止する。

記

第1 法令の規定の趣旨

1 特定給食施設の届出(法第20条及び附則第3条並びに政令附則第3条)

健康増進法を制定することに伴い、法附則第2条の規定による廃止前の栄養改善法(昭和27年法律第248号。以下「栄養改善法」という。)の「集団給食施設」を「特定給食施設」に用語を見直すとともに、都道府県が給食施設を把握することにより、適切な栄養管理のための指導助言を行うことができるように、該当する施設設置者の届出が義務づけられたものである。

なお、法の施行の際現に存する特定給食施設の設置者は、法の施行の日から3月を経過する日までの間は、届出を行わずに、引き続きその事業を行うことができることとされ、法の施行の際現に規則第6条に定める事項について都道府県知事(政令市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)に届け出ているものは、既にこの届出をした者とみなすこととされた。

2 特定給食施設における栄養管理（法第21条）

栄養改善法第9条の2の規定を法第21条に引き継ぐとともに、給食施設の栄養管理を適切に行う観点から、栄養管理の基準が法に位置づけられ、特定給食施設の設置者の遵守義務が規定されたものである。

3 特定給食施設に対する監督（法第22条から第24条まで、法第37条及び第38条）

栄養改善法において、一定の給食施設に対して、管理栄養士の配置義務が定められていた。法においては、これに加え、①管理栄養士の配置義務に違反した場合、及び②栄養管理基準に違反した場合には、都道府県知事が勧告を行うことができることが規定され、また、正当な理由なくして勧告に係る措置をとらなかった場合、都道府県知事が措置命令を行うことができることとされた。さらに、この措置命令に違反した場合の罰則（50万円以下の罰金）が設けられた。栄養改善法においては、都道府県知事による指導・報告徴収の権限が規定されていたが、新たに立ち入り検査の権限が規定されるとともに、虚偽報告、検査妨害等に対する罰則（30万円以下の罰金）が設けられたものである。

第2 栄養管理及び指導の強化

1 特定給食施設の届出

特定給食施設に対する指導を効率的に行う観点から、関係施設の管理者等の理解と協力を得ながら、法20条の届出が十分行われるよう対応すること。

2 都道府県が行う給食施設指導の重点事項

- (1) 都道府県は、法第18条第1項第2号に基づき、給食施設に対して栄養効果の十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について必要な援助及び指導を行うこと。特に、特定給食施設であって栄養士を置かないものには、栄養指導員により実地指導するよう努めること。
- (2) 都道府県知事は、管理栄養士の配置義務又は栄養管理基準による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該給食施設について栄養管理の見地から必要に応じて栄養指導員に必要な指導及び助言をさせること。
- (3) 都道府県が行う給食施設に対する栄養管理及び指導については、その効果的な実施に資するため、栄養管理上指導の必要性が高い給食施設に対して重点的かつ計画的に行うこと。

3 計画的な指導及び記録

- (1) 都道府県が行う特定給食施設等に対する指導は、年間を通じて計画的に行う個別指導（巡回指導等）とともに、必要に応じて集団指導を併せて行うこと。
- (2) 個別指導の実施に当たっては、特定給食施設栄養報告書等の記録を十分活用すること。また、指導後には、特定給食施設栄養指導票等を発行するとともに事後の指導の資料として活用を図ること。
- (3) 特定給食施設等には直営方式・委託方式等運営形態の違うものや多種の給食施設があるが、指導に当たってはこれらを十分考慮して行うこと。

第3 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定について

1 法第21条第1項の指定の対象施設について

法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならない特定給食

施設として、規則第7条に、

- ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの（第7条第1号）
- ・それ以外の、管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの（第7条第2号）

が規定されたが、これらの施設を指定する場合の運用の留意点は以下のとおりである。

(1) 規則第7条第1号の指定の対象施設（一号施設）について

- ア 規則第7条第1号に掲げる特定給食施設（以下「一号施設」という。）とは、病院又は介護老人保健施設に設置される特定給食施設であって1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものをいうこと。
- イ なお、一号施設は、許可病床数300床以上の病院又は入所定員300人以上の介護老人保健施設に設置されている特定給食施設（一の特定給食施設が病院及び介護老人保健施設並びにこれら以外のものを対象として食事を供給する場合（病院及び介護老人保健施設のみを対象として食事を供給する場合を含む。）には、当該特定給食施設が給食の対象とする病院許可病床数及び介護老人保健施設の入所定員の合計が300以上とする。）をいうこと。

(2) 規則第7条第2号の指定の対象施設（二号施設）について

- ア 規則第7条第2号に掲げる特定給食施設（以下「二号施設」という。）とは、
- ・生活保護法第38条に規定する教護施設及び更生施設
 - ・老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - ・児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する知的障害児施設（病院であるものを除く。）、同法第43条に規定する盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設であるものを除く。）、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設（肢体不自由児療護施設に限る。）、同法第43条の5に規定する情緒障害児短期治療施設、同法第44条に規定する児童自立支援施設
 - ・心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設
 - ・身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設（通所部門を除く。）、同法第30条に規定する身体障害者療護施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設（通所施設及び通所部門を除く。)
 - ・事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊等（以下「事業所等」という。）であって、1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するものをいうこと。

イ 一の特定給食施設が一号施設及び二号施設又は複数の二号施設を対象として食事を供給する場合にあっては、(1)イに該当する場合を除き、これらの施設に供給する食事数の合計が1回500食以上又は1日1500食以上である場合には、二号施設とみなされること。

この場合、病院又は介護老人保健施設に対し1回に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数（1日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の3倍の数）とみなして取り扱うものとする。

ウ 一号施設及び二号施設以外のものをも対象として食事を供給する特定給食施設にあっては、(1)イに該当する場合を除き、一号施設及び二号施設に供給

する食事数が1回500食以上又は1日1500食以上である場合には、二号施設とみなされること。

この場合、病院及び介護老人保健施設に対し供給する食事数の算定の方法については、イの後段で示した取扱いに準じて取り扱うこと。

(3) その他社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設について

ア 一の特定給食施設が法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）に限り食事を供給するものにあつては、それぞれの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、一の社会福祉施設等に供給される食事数が1回500食以上又は1日1500食以上となるものがある場合には、二号施設とみなされること。

イ 事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあつては、当該給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであつて1回500食以上又は1日1500食以上供給する場合、二号施設とみなされること。

2 指導の在り方について

法第21条第1項の指定の対象に該当する施設（以下「該当施設」という。）の設置者に対する指導に当たっては、管理栄養士未配置の該当施設に対しては、管理栄養士配置計画の作成を求めるなどにより管理栄養士配置に向けての自発的な取組をまずは促すこと。

また、既に栄養士が配置されている該当施設への指導にあつては、被用者の身分の安定、雇用者の負担等の観点から当該栄養士に管理栄養士の資格の取得を促すなどの指導を行うよう留意すること。

なお、今回の法制定により、上述のとおり、管理栄養士の配置義務に違反した場合、都道府県知事が勧告を行うことができることとされ、正当な理由なくして勧告に係る措置をとらなかった場合、都道府県知事が措置命令を行うことができることとされた。

さらに、この措置命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が科されることとされた。都道府県におかれては、当該地方公共団体の管理栄養士の配置状況等に応じ、必要な対応を図らねばならない。

3 指定の様式等について

指定は、原則として随時行うことができるが、業務の効率化のため現行の栄養状況報告、病院報告等の結果を踏まえて一斉に行うことも差し支えないこと。指定に当たっては、施設の名称及び所在地、施設の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、施設の代表者の氏名）、施設の種類（病院、介護老人保健施設等）を記入した通知書を指定を行った施設の設置者に交付すること。

また、指定後食事数の減少等により指定の基準に達しなくなった場合は、指定の取消を行うこと。この際、指定を行った施設の設置者に指定基準に合致しなくなった旨の関係書類を提出するよう指導すること。

第4 特定給食施設等における栄養管理基準

規則第9条に、法第21条第3項に基づく特定給食施設等における栄養管理基準が定められたところであるが、その運用の詳細は以下のとおりである。

1 身体 の 状況、栄養 の 状態等 の 把握、食事 の 提供、品質 管理 及び 評価（規則 1 号）

利用者 の 身体 の 状況、栄養 状態、生活 習慣 等を 定期的 に 把握 し、これら に 基づき、適 当 な 熱 量 及 び 栄 養 素 の 量 を 満 た す 食 事 の 提 供 に 努 め、品 質 管 理（提 供 す る 食 事 の 量 と 質 に つ い て 計 画 を 立 て、そ の 計 画 ど お り に 調 理 及 び 提 供 が 行 わ れ た か 評 価 を 行 い、そ の 評 価 に 基 づ き、食 事 の 品 質 を 改 善 す る こ と を い う。）を 行 う よ う 努 め る こ と。

- (1) 個々人の栄養状態等の評価に応じて食事を提供する必要があることから、定期的に適当な熱量及び栄養素の量を把握するよう努めること。
- (2) 個々人の性、年齢、栄養状態及び病状等に基づき、喫食者に与えることが適当な熱量及び栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めること。なお、給与栄養量の目標は、喫食者の栄養状態等の状況を踏まえ、定期的に見直すよう努めること。

ア 学校、事業所等にあつては、喫食者の性、年齢、生活活動強度別人員構成に基づき、年齢階級等の別に給与栄養量の目標を設定しても差し支えないこと。
イ 病院等にあつては、喫食者の栄養状態、病状、治療状況等に配慮した給与栄養量の目標を設定し、栄養管理を計画するよう努めること。

- (3) 提供した食事とその摂取の実態から、目標の達成度を調べ、その後の目標設定に役立てるよう、品質（提供される食事量、熱量及び栄養素の量、温度、形状等）の管理とその評価に努めること。具体的には、利用者 の 食 事 量（盛 り つ け 量）、摂 取 量 又 は 残 食 量 等 を 把 握 し、関 連 す る 各 項 目 に つ い て 総 合 的 に 判 断 す る こ と。

2 食 事 の 献 立（規則 第 2 号）

(1) 献立 の 作成

ア 献立の作成にあたり、喫食者の給与栄養量が確保できるよう、施設における献立作成基準を作成するよう努めること。

イ 食事の内容は、喫食者の身体 の 状況、栄養 状態、生活 習慣、病 状、治 療 状 況、摂 取 量、嗜 好 等 を 考 慮 す る よ う 努 め る こ と。

ウ 献立の作成は、一定期間（一週間、旬間、一か月）を単位に予定献立を作成するよう努めること。なお、献立実施時に変更が生じた場合には、献立に明示するよう努めること。

エ 献立は、喫食者に魅力ある給食とするため、各料理の組合せのほか、各地域の特色や季節感、行事食等を取り入れ、変化に富んだ献立とするよう努めること。

また、喫食者の病状、食事の摂取量、嗜好等を定期的に調査し、献立に反映するよう努めること。

- (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、喫食者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう配慮するよう努めること。

3 栄 養 に 関 す る 情 報 の 提 供（規則 第 3 号）

(1) 喫食者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。

(2) 給食は、喫食者が正しい食習慣を身につけ、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ喫食者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。

(3) 食事を提供する前に、あらかじめ、献立を喫食者に示すこと。

4 書類の整備（規則第4号）

- (1) 栄養管理関係業務を適切に実施し、その内容を評価するために、上記の業務の内容が確認できるよう、献立表のみならず、喫食者の性、年齢、給与栄養量の目標量、推定栄養摂取量等の帳簿を適宜作成し、当該施設に整備すること。なお、実施献立には、熱量及び栄養素、食品群別重量等を記録し保存するよう努めること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理（規則第5号）

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

第5 その他

法の施行の日までに発翰された旧厚生省及び厚生労働省の各職による通知中「集団給食施設」とあるのは、「特定給食施設」とされているものとみなす。

特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について

健が発0329第3号
平成25年3月29日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長

特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について

特定給食施設の栄養管理に関しては、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づき実施されているところである。

平成25年度から開始する健康日本21（第二次）の推進に当たり、特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援については、下記の事項に留意の上、対応方よろしくご配慮願いたい。

なお、特定給食施設の指導等に係る事務は、都道府県（政令市及び特別区を含む。以下同じ。）の自治事務（地方自治法第2条第8項）であり、本通知は、地方自治法第245条第1項の技術的助言であることを付言する。

また、本通知の施行に伴い、平成15年4月30日付け健習発第0430001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知「健康増進法等の施行について（特定給食施設関係）」は廃止する。

記

第1 特定給食施設に関する指導及び支援に係る留意事項について

1 現状分析に基づく効率的・効果的な指導及び支援について

- (1) 管理栄養士又は栄養士の配置状況を分析し、未配置施設に対して効率的な指導計画を作成し、指導・支援を行うこと。
- (2) 利用者の身体状況の変化などの分析により栄養管理上の課題が見られる施設に対して、課題解決に資する効果的な指導計画を作成し、指導・支援を行うこと。
- (3) 病院及び介護老人保健施設については、管理栄養士がほぼ配置されていること、医学的な栄養管理が個々人に実施されていることから、個別指導の対象とするのではなく、必要に応じて、地域の医療等の質の向上を図る観点から専門職としての高度な技能の確保に向けた取組について、職能団体の協力が得られるよう調整を行うこと。

- (4) 事業所については、利用者に応じた食事の提供とともに、特定健診・特定保健指導等の実施もあわせ、利用者の身体状況の改善が図られるよう、指導・支援を行うこと。
- (5) 特定給食施設に対し、栄養管理の状況について報告を求める場合には、客観的に効果が評価できる主要な項目とすること。例えば、医学的な栄養管理を個人に実施する施設に対し、給与栄養目標量や摂取量の平均的な数値の報告を求める必要性は乏しいこと。また、求めた報告については、的確に評価を行い、管内施設全体の栄養管理状況の実態やその改善状況として取りまとめを行い、関係機関や関係者と共有する体制の確保に努めること。
- (6) 栄養改善の効果を挙げている好事例を収集し、他の特定給食施設へ情報提供するなど、効果的な実践につながる仕組みづくりに努めること。

2 特定給食施設における栄養管理の評価と指導計画の改善について

- (1) 管理栄養士又は栄養士の配置状況、利用者の身体状況の変化など栄養管理の状況について、評価を行うこと。
- (2) 施設の種類によって管理栄養士等の配置率が異なることから、施設の種別別に評価を行うなど、課題が明確となるような分析を行うこと。なお、学校への指導については、教育委員会を通じて行うこと。
- (3) 評価結果に基づき、課題解決が効率的・効果的に行われるよう、指導計画の改善を図ること。
- (4) 評価結果を改善に生かすために、栄養管理上の課題が見られる場合には、施設長に対し、課題解決への取組を促すこと。また、栄養管理を担う職員について、専門職としての基本的な技能の確保を図る必要がある場合には、職能団体の協力が得られるよう調整を行うこと。

3 その他、指導及び支援に係る留意事項について

- (1) 健康危機管理対策の一環として、災害等に備え、特定給食施設が担う役割を整理し、施設内及び施設間の協力体制の整備に努めること。
- (2) 特定給食施設以外の給食施設に対する指導及び支援に関しては、地域全体の健康増進への効果の程度を勘案し、より効率的・効果的に行うこと。

第2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

- (1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握すること。
- (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。
- (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。
- (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変

化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。

2 提供する食事（給食）の献立について

- (1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。
- (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

- (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。

4 書類の整備について

- (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

6 災害等の備えについて

災害等に備え、食糧の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

第3 健康日本21（第二次）の個別目標の評価基準に係る留意事項について

健康日本21（第二次）の目標である「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加」に関する評価については、下記の基準を用いて行うこと。

- (1) 「管理栄養士又は栄養士」の配置状況（配置されていること）
- (2) 「肥満及びやせに該当する者の割合」の変化の状況（前年度の割合に対して、増加していないこと）。なお、医学的な栄養管理を個人に実施する施設は、対象としないこと。

第4 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定について

法第21条第1項の指定の対象施設について

法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）第7条に、

- ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの（第7条第1号）
- ・それ以外の、管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの（第7条第2号）

が規定されたが、これらの施設を指定する場合の運用の留意点は以下のとおりである。

1 規則第7条第1号の指定の対象施設（一号施設）について

- (1) 規則第7条第1号に掲げる特定給食施設（以下「一号施設」という。）とは、病院又は介護老人保健施設に設置される特定給食施設であって1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものをいうこと。
- (2) なお、一号施設は、許可病床数300床以上の病院又は入所定員300人以上の介護老人保健施設に設置されている特定給食施設（法第21条第1項の指定の対象施設となる特定給食施設が病院及び介護老人保健施設並びにこれら以外のものを対象として食事を供給する場合（病院及び介護老人保健施設のみを対象として食事を供給する場合を含む。）には、当該特定給食施設が給食の対象とする病院許可病床数及び介護老人保健施設の入所定員の合計が300以上とする。）をいうこと。

2 規則第7条第2号の指定の対象施設（二号施設）について

- (1) 規則第7条第2号に掲げる特定給食施設（以下「二号施設」という。）とは、
 - ・生活保護法第38条に規定する教護施設及び更生施設
 - ・老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - ・児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同法第43

条の2に規定する情緒障害児短期治療施設、同法第44条に規定する児童自立支援施設

- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1項の規定により設置する施設
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する障害者支援施設
- ・事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊等（以下「事業所等」という。）であって、1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するものということ。

- (2) 法第21条第1項の指定の対象施設となる特定給食施設が一号施設及び二号施設又は複数の二号施設を対象として食事を供給する場合にあつては、1(2)に該当する場合を除き、これらの施設に供給する食事数の合計が1回500食以上又は1日1500食以上である場合には、二号施設とみなされること。

この場合、病院又は介護老人保健施設に対し1回に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数（1日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の3倍の数）とみなして取り扱うものとする。

- (3) 一号施設及び二号施設以外のものをも対象として食事を供給する特定給食施設にあつては、1(2)に該当する場合を除き、一号施設及び二号施設に供給する食事数が1回500食以上又は1日1500食以上である場合には、二号施設とみなされること。

この場合、病院及び介護老人保健施設に対し供給する食事数の算定の方法については、(2)の後段で示した取扱いに準じて取り扱うこと。

3 その他社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設について

- (1) 法第21条第1項の指定の対象施設となる特定給食施設が法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）に限り食事を供給するものにあつては、それぞれの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、法第21条第1項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が1回500食以上又は1日1500食以上となるものがある場合には、二号施設とみなされること。
- (2) 事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあつては、当該給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであつて1回500食以上又は1日1500食以上供給する場合、二号施設とみなされること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年九月二十九日)
(厚生労働省告示第五百二十三号)

平成 27 年改正

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 一 指定障害福祉サービス等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)及び基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第 1 から第 4 まで及び第 6 から第 16 までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第 5 により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。
 - 二 前号の規定により、指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

第 7 短期入所

6 栄養士配置加算

- イ 栄養士配置加算(Ⅰ) 22 単位
- ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) 12 単位

注 1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は1のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

注4 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は利用定員に応じ、1日につき単位数を所定単位数を減算する。

イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 利用定員が40人以下 | 27単位 |
| (2) 利用定員が41人以上60人以下 | 22単位 |
| (3) 利用定員が61人以上80人以下 | 15単位 |
| (4) 利用定員が81人以上 | 12単位 |

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 利用定員が40人以下 | 12単位 |
| (2) 利用定員が41人以上60人以下 | 10単位 |
| (3) 利用定員が61人以上80人以下 | 7単位 |
| (4) 利用定員が81人以上 | 6単位 |

10 栄養マネジメント加算 12単位

注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士(~~平成27年3月31日までの間において、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士~~)を1名以上配置していること。
- (2) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

11 経口移行加算 28単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂

取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

12 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(Ⅰ) 28単位
- (2) 経口維持加算(Ⅱ) 5単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合に当たっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合は、経口維持加算(Ⅱ)は、算定しない。

イ 経口維持加算(Ⅰ)

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(Ⅱ)

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

13 療養食加算 23単位

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食

(平成二十一年三月三十日)

(厚生労働省告示第百七十七号)

平成 25 年改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第 10 の 13 の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。

栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について

障 障 発 第 0 3 3 1 0 0 2 号
平 成 2 1 年 3 月 3 1 日
一 部 改 正 障 障 発 第 0 3 3 0 第 4 号
平 成 2 4 年 3 月 3 0 日
一 部 改 正 障 障 発 第 0 3 3 1 第 1 号
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する 事務処理手順例及び様式例の提示について

障害児及び障害者（以下「障害（児）者」という。）が自立して快適な日常生活を営み、尊厳ある自己実現をめざすためには、障害（児）者一人ひとりの栄養健康状態の維持や食生活の質の向上を図ることが不可欠であり、今般、個別の障害（児）者の栄養健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施を栄養マネジメント加算として評価することとしたところである。

今般、事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関にその周知を図られたい。

当該事務処理手順例及び様式例は、栄養ケア・マネジメントの適切な実施に資するよう一つの参考例としてお示しするに止まるものであり、当該事務処理手順例及び様式例によらない場合であっても、適正に個別の障害（児）者の栄養健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントが実施できている場合においては、報酬算定上評価して差し支えないものであるのを念のため申し添える。

記

1. 栄養ケア・マネジメントの実務等について

(1) 栄養ケア・マネジメントの体制

ア. 栄養ケア・マネジメントは、ヘルスケアサービスの一環として、個々人に最適な栄養ケアを行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行うための体制をいう。

- イ. 施設長又は管理者（以下、「施設長」という。）は、医師、管理栄養士（平成27年3月31日までの間に限り、栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士を含む。以下同じ。）、サービス管理責任者、看護職員及び生活支援員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備する。また、入所児又は入所者（以下「入所（児）者」という。）の口腔ケア、摂食・嚥下等に問題がある場合には、歯科医師等との連携がとれるように体制を整備する。
- ウ. 施設長は、各施設における栄養ケア・マネジメントに関する手順（栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等）をあらかじめ定める。この手順については、関係者で共有する。
- エ. 管理栄養士は、入所（児）者に適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整を行う。
- オ. 看護職員及び生活支援員は、入所（児）者の全身状態、日常的な生活状況（食事状況、身体活動、食行動）について、管理栄養士に情報提供を行う。
- カ. 施設長は、栄養ケア・マネジメント体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努める。

（2）栄養ケア・マネジメントの実務

ア. サービス開始時における情報収集

管理栄養士は、関連職種と連携して、サービス開始時までに適切な栄養ケア・マネジメントを実施するための情報を収集するものとする。情報の収集に当たっては、入所（児）者、家族等より希望を聴取するほか、必要に応じて主治の医師から情報提供を受け取ることが望ましい。

イ. 栄養スクリーニングの実施

管理栄養士は、関連職種と連携して、入所（児）者の入所後1週間以内に、関連職種と共同して、低栄養又は過栄養状態のリスクを把握する（以下「栄養スクリーニング」という。）。なお、栄養スクリーニングは、別紙1の様式例を参照の上、作成する。

ウ. 栄養アセスメントの実施

管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、入所（児）者毎に解決すべき課題を把握する（以下「栄養アセスメント」という。）。栄養アセスメントの実施に当たっては、別紙2の様式例を参照の上、作成する。

医師からの療養食の指示の有無、通院状況（治療経過、服薬等）及び身体状況（臨床データ、下痢・便秘、浮腫、褥瘡、歯の状態、発熱等）については、看護職員から情報を収集し、記入する。日常生活機能（身支度、歩行等）や日常的な食事摂取、食行動の状況（咀嚼、嚥下、過食、早食い等）及び生活状況については、生活支援員から情報を収集し、記入する。

エ. 栄養ケア計画の作成

- ① 管理栄養士は、上記の栄養アセスメントに基づいて、入所（児）者の i）栄養補給（補給方法、エネルギー・たんぱく質量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事項等）、ii）栄養食事相談、iii）課題解決のための関連職種の分担等について、関連職種と共同して、別紙3の様式例を参照の上、栄養ケア計画原案を作成する。なお、個別支援計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容を記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。
- ② 管理栄養士は、サービス担当者会議（入所（児）者に対する個別支援の提供に当たる担当者の会議）に出席し、栄養ケア計画原案を報告し、関連職種との話し合いのもと、栄養ケア計画を完成させる。栄養ケア計画の内容を、個別支援計画にも適切に反映させる。
- ③ 医師は、栄養ケア計画の実施に当たり、その内容等を確認する。

オ. 入所（児）者又は家族等への説明

管理栄養士は、サービスの提供に際して、栄養ケア計画を入所（児）者又は家族等に説明し、サービス提供に関する同意を得る。その際、栄養ケア計画の写しを交付することとする。

カ. 栄養ケアの実施

- ① サービスを担当する管理栄養士及び関連職種は、医師の指導等に基づき栄養ケア計画に基づいたサービスの提供を行う。
 - ② 管理栄養士は、食事の提供に当たっては、給食業務の実際の責任者としての役割を担う者（管理栄養士、栄養士、調理師等）に対して、栄養ケア計画に基づいて個別対応した食事の提供ができるように説明及び指導する。
- なお、給食業務を委託している場合においては、委託業者の管理栄養士等との連携を図る。
- ③ 管理栄養士は、栄養ケア計画に基づいて、栄養食事相談を実施する。
 - ④ 管理栄養士は、関連職種と共同して食事摂取状況や食事に関するアクシデントの事例等の把握を行う。
 - ⑤ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録の内容は、栄養補給（食事の摂取量等）の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等とする。

なお、個別支援計画のサービスの提供の記録において管理栄養士が栄養ケア提供の経過を記録する場合にあっては、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとする。

キ. 実施上の問題点の把握

サービスを担当する管理栄養士及び関連職種は、栄養ケア計画の変更が必要となる状況を適宜把握する。栄養ケア計画の変更が必要になる状況が確認された場

合には、対応する関連の職種へ報告するとともに計画の変更を行う。

ク．モニタリングの実施

- ① モニタリングは、栄養ケア計画に基づいて、栄養状態の低リスク者は3か月毎、栄養状態の高リスク者及び栄養補給法の移行の必要性がある者の場合には、2週間毎を基本に適宜行う。ただし、栄養状態の低リスク者も含め、体重は1か月毎に測定する。
- ② サービスを担当する管理栄養士及び関連職種は、長期目標の達成度、体重等の栄養状態の改善状況、栄養補給量等をモニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、栄養ケア計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙2の様式例を参照の上、作成する。

ケ．再栄養スクリーニングの実施

管理栄養士は、関連職種と連携して、栄養状態のリスクにかかわらず、栄養スクリーニングを3か月毎に実施する。

コ．栄養ケア計画の変更及び退所時の説明等

栄養ケア計画の変更が必要な場合には、管理栄養士は、サービス管理責任者に、栄養ケア計画の変更を提案し、サービス担当者会議等において計画の変更を行う。計画の変更については、入所（児）者又は家族へ説明し同意を得る。

また、入所（児）者の退所時には、総合的な評価を行い、その結果を入所（児）者又は家族に説明するとともに、必要に応じて相談支援専門員や関係機関との連携を図る。

2．経口移行加算等について

経口移行加算に係る経口移行計画及び経口維持加算に係る経口維持計画については、別紙3の栄養ケア計画の様式例を準用する。

また、個別支援計画の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

なお、栄養マネジメント加算を算定している入所（児）者にあつては、栄養ケア計画と一体のものとして作成する。